

広島県公安委員会告示第 57 号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により，運転免許取得者教育の認定を受けた者である株式会社広自センターから次のとおり代表者の変更について届出があったので，同条第 2 項の規定により公示する。

平成 19 年 7 月 6 日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

1 変更の内容

新代表者 脇 本 健 治

旧代表者 上 田 武

2 変更年月日

平成 19 年 6 月 13 日